

平成29年4月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成29年4月定例教育委員会提出案件

(平成29年4月21日提出)

(報告事項)

報	告	中津市指定文化財の指定についての答申について	P	1
報	告	中津市教育委員会事務決裁規程の専決処分について	P	5
報	告	教育委員会所管非常勤職員等の任用の専決処分について	P	11

中津市指定文化財の指定についての答申について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成29年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市指定文化財の指定についての答申書

中津市教育委員会

教育長 廣畑功 あて

中津市文化財調査委員会

委員長 高橋 一臣



中津市教育委員会より、中津市文化財保護条例第4条3項の規定による指定の諮問があった候補物件について、下記のとおり答申します。

記

中津市指定文化財の下記1の指定候補については、市指定文化財として指定を行うことが適当である。

1. 樋山路楽・二瀬楽（ひやまじがく・ふたせがく）

① 区分

無形民俗文化財

② 所在の場所

伊勢山大神社（中津市耶馬溪町大字大島）

二瀬天満宮（中津市耶馬溪町大字樋山路）

③ 所有者の氏名又は名称及び住所

樋山路共有 会長

④ 日程

樋山路楽 毎年9月21日

二瀬楽 毎年9月22日

⑤ 特徴

樋山路楽・二瀬楽は伊勢山大神社ならびに二瀬天満宮の秋祭りで奉納される民俗芸能である。総じて「カップ祭り」と称されている。

樋山路楽については、大島地区へ伊勢神宮を分祀した際、貞享3年（1686）より樋山路地区の住人が奉納するようになったと伝えている。祭礼は、楽の行列が境内入口を出発し、道楽を奏しながら神社までを練り歩く。境内の楽庭に参入したのち、「樋山路楽縁起」「音楽由来」と称する巻物を奏上する。これが終わると、中央に4人の河童、その周囲に4人の団扇役を配置する。カップが「ジャガジャガ」を使って囃し、その周囲を団扇役が大団扇を用いてカップを扇ぐような所作を見せながら舞う。団扇の動きにあわせて太鼓が奇声を発しながら囃し、鉦・笛・チャンボシも囃しながら団扇の周囲を回る。短い小休止を入れて三度同様の動作を繰り返したのち、行列を組んで境外へ退出する。樋山路地区の共有林を維持する、「樋山路共有」が保存している芸能である。

⑥ 指定理由

大分県北部には、吉弘楽をはじめとする念仏踊り系の楽打ちが多く分布する。樋山路・二瀬の両楽は演奏される「囃し」などに、それらと類似した要素はあるが「河童」が登場する点は異質である。カップの登場する祭礼・伝承は福岡県の筑後川流域から大分県の日田・玖珠下毛地域にかけて広がるが、樋山路楽・二瀬楽は山国川流域に広がる「カップ祭り・カップ楽」と呼ばれる楽打ちの典型を示している。「音楽由来」などに類する巻物が山国川流域に点々と残存することから古くは他地域でも行われていた可能性があるが、現在でも継承している場所は少なく貴重である。とくに芸能の核となるカップ・団扇の取り合わせが良好に残存している。

さらに樋山路地区の入会山林の株所有者を中心とする祭礼であるという点は、当地の村落構造を考える上で重要である。

中津市教育委員会事務決裁規程の専決処分について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成29年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する概要

1. 提案理由

事務処理を円滑に行うため規程の一部改正を行うもの。

2. 施行期日等

施行期日 平成 29 年 4 月 1 日から施行

教育総務課教育総務係 内線 461

中教訓令第3号

中津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

中津市教育委員会

中津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

中津市教育委員会事務決裁規程（平成18年中教訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「課長等」を「教育次長、課長等」に改める。

第5条中「課長等」を「教育次長、課長等」に改める。

第6条中「決裁を行う」を「決裁又は専決を行う」に改め、同条第3号及び第4号中「決裁事項」を「専決事項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（決裁事項等の特例）

- 2 教育委員会が別に定める日までの間は、第4条及び第6条第1号中「教育次長」とあるのは「教育総務課長」とし、それぞれの決裁事項又は専決事項について重要なものは上司に報告しなければならないものとする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務決裁規程

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 権限に属する事務の処理について最終的意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 専決 <u>教育次長、課長等</u>、校長及び学校支援センター所長が、中津市教育委員会又は教育長の権限に属する事務であらかじめ認められた範囲内において、常時それらの者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁について権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が決裁すべき事務をこの規程の定めるところにより決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(4) 教育次長 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成16年中教規則第5号）第3条第1項に規定する教育次長をいう。</p> <p>(5) 課長等 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則第3条第2項及び第5項に規定する課長、館長及び室長並びに主任研究員及び参事をいう。</p> <p>(6) 校長 学校の校長及び幼稚園長をいう。</p> <p>(7) 学校支援センター所長 中津市立学校管理規則（昭和33年中教規則第1号）第25条第4項に規定する所長をいう。</p> <p>(専決の制限)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 権限に属する事務の処理について最終的意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 専決 _____ 課長等、校長及び学校支援センター所長が、中津市教育委員会又は教育長の権限に属する事務であらかじめ認められた範囲内において、常時それらの者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁について権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が決裁すべき事務をこの規程の定めるところにより決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(4) 教育次長 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成16年中教規則第5号）第3条第1項に規定する教育次長をいう。</p> <p>(5) 課長等 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則第3条第2項及び第5項に規定する課長、館長及び室長並びに主任研究員及び参事をいう。</p> <p>(6) 校長 学校の校長及び幼稚園長をいう。</p> <p>(7) 学校支援センター所長 中津市立学校管理規則（昭和33年中教規則第1号）第25条第4項に規定する所長をいう。</p> <p>(専決の制限)</p>
<p>第5条 <u>教育次長、課長等</u>、校長及び学校支援センター所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 重要であると認められる事項</p> <p>(2) 異例であると認められる事項</p> <p>(3) 先例になると認められる事項</p>	<p>第5条 _____ 課長等、校長及び学校支援センター所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 重要であると認められる事項</p> <p>(2) 異例であると認められる事項</p> <p>(3) 先例になると認められる事項</p>

改正後	改正前
<p>(4) 解釈上疑義があると認められる事項 (代決)</p> <p>第6条 決裁権者が出張、病気その他の理由で決裁又は専決を行うことができないとき（以下「不在のとき」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める者が代決することができる。</p> <p>(1) 教育長が不在のときの教育長の決裁事項 教育次長</p> <p>(2) 教育長及び教育次長が不在のときの教育長の決裁事項 教育総務課長</p> <p>(3) 教育次長が不在のときの教育次長の専決事項 教育総務課長</p> <p>(4) 教育次長及び教育総務課長が不在のときの教育次長の専決事項 当該事項を所管する課長等</p> <p>(5) 課長等が不在のときの課長等の専決事項 教育長があらかじめ指定する主幹（総括）</p> <p>(6) 校長が不在のときの校長の専決事項 教頭</p> <p>(7) 学校支援センター所長が不在のときの学校支援センター所長の専決事項 学校支援センター副所長</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>(決裁事項等の特例)</u></p> <p>2 教育委員会が別に定める日までの間は、第4条及び第6条第1号中「教育次長」とあるのは「教育総務課長」とし、それぞれの決裁事項又は専決事項について重要なものは上司に報告しなければならないものとする。</p>	<p>(4) 解釈上疑義があると認められる事項 (代決)</p> <p>第6条 決裁権者が出張、病気その他の理由で決裁を行うことができないとき（以下「不在のとき」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める者が代決することができる。</p> <p>(1) 教育長が不在のときの教育長の決裁事項 教育次長</p> <p>(2) 教育長及び教育次長が不在のときの教育長の決裁事項 教育総務課長</p> <p>(3) 教育次長が不在のときの教育次長の決裁事項 教育総務課長</p> <p>(4) 教育次長及び教育総務課長が不在のときの教育次長の決裁事項 当該事項を所管する課長等</p> <p>(5) 課長等が不在のときの課長等の専決事項 教育長があらかじめ指定する主幹（総括）</p> <p>(6) 校長が不在のときの校長の専決事項 教頭</p> <p>(7) 学校支援センター所長が不在のときの学校支援センター所長の専決事項 学校支援センター副所長</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成18年4月1日から施行する。</p>

教育委員会所管非常勤職員等の任用の専決処分について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成29年4月21日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

任期付・臨時・非常勤職員の配置状況(平成29年4月現在)

所属課	職名等	人数	
教育総務課	一般事務	1	65
	学校支援員	33	
	学校用務員	31	

所属課	職名等	人数	
学校教育課	不登校防止指導員	1	142
	不登校防止嘱託指導員	2	
	一般事務	3	
	学校指導専門員	1	
	スクールソーシャルワーカー	1	
	中学校教諭	3	
	幼稚園教諭	14	
	預かり保育員	22	
	教育補助員	59	
	学校図書館司書	24	
	学習補助員	12	

所属課	職名等	人数	
社会教育課	一般事務	2	47
	文化財調査員	1	
	社会教育指導員	12	
	社会教育指導員(人権)	5	
	嘱託職員	1	
	公民館長	15	
	館務員	11	

所属課	職名等	人数	
小幡記念図書館	図書館司書	18	26
	移動図書館車運転手	4	
	館務員	2	
	臨時職員	2	

所属課	職名等	人数	
体育・給食課	一般事務	2	62
	施設管理員	46	
	給食調理員	10	
	嘱託配送員	4	

計		342	
---	--	-----	--

4月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(土)	9:30	第22回八面山スケッチ大会	八面山	
	:	豊前神楽特別奉納	宇佐神宮	
2日(日)	:			
3日(月)	:	辞令交付式		新教育制度の教育長として就任
4日(火)	:	県挨拶まわり		学力向上に期待の声が多い
5日(水)	:	学校まわり		学力向上等意見交換
6日(木)	:	学校まわり		学力向上等意見交換
7日(金)	:	学校まわり		学力向上等意見交換
8日(土)	:			
9日(日)	:			
10日(月)	:	小・中学校始業式	各小・中学校	
11日(火)	13:30	平成29年度中津市生涯学習大学祭開講式	小幡記念図書館	
12日(水)	:	中学校入学式	各中学校	
13日(木)	:	小学校入学式	各小学校	
14日(金)	:	幼稚園入学式	各幼稚園	
15日(土)	:			
16日(日)	:			
17日(月)	:	全国学力テスト		成果を期待
18日(火)	:			
19日(水)	:	定例記者会見		
20日(木)	:			
21日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
22日(土)	:	県立埋蔵文化財センター開館記念		
	:	馬溪橋見学会		
23日(日)	:			
24日(月)	:	県学力テスト		成果を期待
	:	教育長会議		県の方針説明
	:	中津市国民文化祭実行委員会・ 全国障害者芸術・文化祭中津市 実行委員会総会		第1回・任命と事業計画案説明
25日(火)	:			
26日(水)	:			
27日(木)	:			
28日(金)	10:00	第22回八面山美術展(30日まで)	中津文化会館	
29日(土)	9:00	第27回 八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園 多目的グラウンド	
30日(日)	:			

5月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（月）	：				
2日（火）	：				
3日（水）	：				
4日（木）	：				
5日（金）	：				
6日（土）	：				
7日（日）	：				
8日（月）	：				
9日（火）	：				
10日（水）	：				
11日（木）	：				
12日（金）	：				
13日（土）	：				
14日（日）	：				
15日（月）	：				
16日（火）	：				
17日（水）	：				
18日（木）	：				
19日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
20日（土）	：	体育大会	豊陽中・中津中・ 城北中・三光中	学校教育課	
21日（日）	：				
22日（月）	：				
23日（火）	：				
24日（水）	：				
25日（木）	：				
26日（金）	：				
27日（土）	：	運動会	南部小・樋田小・ 上津小	学校教育課	
28日（日）	：	運動会	大幡小・和田小	学校教育課	
29日（月）	：				
30日（火）	：				
31日（水）	：				